

## 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の両方のサービスを利用し、世帯での1年間の介護保険と医療保険との利用者負担額の合計が、一定の上限金額を超えた場合については、申請を行うことにより高額医療合算介護（介護予防）サービス費（医療保険では高額介護合算療養費といいます。）が支給されます。（ただし、介護保険と医療保険の両方で自己負担額が発生している場合のみ。）

■ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の世帯負担上限額（8月～翌年7月の1年間）

70歳未満の人がいる世帯

所得区分	限度額
基礎控除後の所得が 901万円超	176万円
基礎控除後の所得が 600万円～901万円以下	135万円
基礎控除後の所得が 210万円～600万円以下	67万円
基礎控除後の所得が 210万円以下	63万円
住民税非課税	34万円

70歳以上の人がある世帯

所得区分	限度額
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税 (所得が一定以下)	19万円

※医療保険と介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象です。

### 〈申請〉

※ 申請は、加入する医療保険、介護保険のそれぞれに対して行います。

- (1) 介護保険の自己負担額証明書を申請します。（長寿福祉課で「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出）
- (2) 交付された「自己負担額証明書」と「支給申請書」を7月31日時点で加入している医療保険の窓口提出します。

ただし、国民健康保険、長寿医療制度に加入している場合は、市の担当課（国保年金課）で(1)(2)まとめて受付けます。